



経済産業省
近畿経済産業局

近畿経済産業局 施策集

令和5年4月



1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50

施策編 目次

1. 中小企業向け補助金	分類	担当課	
中小企業等事業再構築促進事業	補助金	中小企業課	1
ものづくり・商業・サービス補助金 (ものづくり補助金)	補助金	産業技術課	2
小規模事業者持続化補助金 (持続化補助金)	補助金	中小企業課	3
サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)	補助金	サービス産業室	5
事業承継・引継ぎ推進事業	補助金	中小企業課	7
成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)	補助金	産業技術課	8
先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金	補助金	エネルギー対策課	10
地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金	補助金	中小企業政策調査課	11
2. 融資制度/信用保証制度	分類	担当課	
スーパー低利融資 (政府系金融機関)	融資	中小企業課	1
小規模事業者経営改善資金融資事業	融資	中小企業課	2
伴走支援特別保証 (民間)	融資	中小企業課	3
ローカルベンチマークact	融資(経営診断)	中小企業課	4

施策編 目次

3. 計画認定支援	分類	担当課	
経営力向上計画	計画認定	創業・経営支援課	1
先端設備導入計画	計画認定	中小企業課	2
事業継続力強化計画	計画認定	中小企業課	3
地域未来投資促進法	計画認定	地域開発室	4
地域未来投資促進税制の拡張及び延長	計画認定	地域開発室	5
経営革新計画	計画認定	創業・経営支援課	7
4. その他	分類	担当課	
健康経営と顕彰制度	顕彰制度	バイオ・医療機器技術振興課	1
ミラサポplus	情報提供HP	中小企業課	2
近畿管内の支援拠点	相談窓口	中小企業課	3
新規輸出1万者支援プログラム	相談窓口	国際課	4
外国から投資を受ける前の留意点	相談窓口	国際課	5

1	創業支援補助金	創業支援	創業支援
2	中小企業者に対する補助金	中小企業者	中小企業者
3	労働者に対する補助金	労働者	労働者
4	高齢者に対する補助金	高齢者	高齢者
5	外国人労働者に対する補助金	外国人労働者	外国人労働者

1. 中小企業向け補助金

1	創業支援補助金	創業支援	創業支援
2	中小企業者に対する補助金	中小企業者	中小企業者
3	労働者に対する補助金	労働者	労働者
4	高齢者に対する補助金	高齢者	高齢者
5	外国人労働者に対する補助金	外国人労働者	外国人労働者

資料 創業支援

中小企業等事業再構築促進事業

事業再構築補助金事務局HP
https://jigyuu-saikouchiku.jp/

産業部 中小企業課
06-6966-6023

- 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援。

主要申請要件

(1) 売上が減っている

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- 売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参照ください。

※【緊急対策枠】足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。また、コロナによって影響を受けていること。

(2) 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

(3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グリーン成長枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

補助上限額、補助率

申請類型	補助上限額	補助率
最低賃金枠	500万円、1,000万円、 1,500万円	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠		
通常枠	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円	中小2/3、 中堅1/2
大規模賃金引上枠	1億円	
グリーン成長枠	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3
緊急対策枠	1,000万円、2,000万円、 3,000万円、4,000万円	中小3/4※、 中堅2/3※

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

※一定の補助額を超えると、補助率が変動します。詳細は公募要領をご覧ください。

ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金）

地域経済部 産業技術課
06-6966-6017

- 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援
- 第14次締切から大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例を設けるほか、グリーン枠の拡充、海外展開支援の強化等を実施

類型	概要	補助率	補助上限額
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金			
通常枠	革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援	中小1/2 小規模2/3	750万円～ 1,250万円 (従業員規模により異なる)
回復型賃上げ・雇用拡大枠	業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援	2/3	
デジタル枠	DXに資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援		
グリーン枠	温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援	2/3	750万円～ 4,000万円 (類型・従業員規模により異なる)
グローバル市場開拓枠	海外事業の拡大・強化等を目的とした「製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援(①海外直接投資類型、②海外市場開拓(JAPANブランド)類型、③インバウンド市場開拓類型、④海外事業者との共同事業類型)	中小1/2 小規模2/3	3,000万円
※大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例 補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。(回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く)			
ものづくり等高度連携・事業再構築促進補助金	複数の事業者が連携し、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善の取組を行い、連携して生産性を高めるプロジェクトを支援	中小1/2 小規模2/3	1連携体につき、原則1億円

対象者	中小企業者(組合を含む)、中小企業等経営強化法に規定する特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人 ※みなし大企業、財団法人、社団法人、医療法人及び法人格のない任意団体は対象外		
補助対象経費	①機械装置・システム構築費、②運搬費、③技術導入費 ④知財権関連経費、⑤外注費、⑥専門家経費、⑦クラウドサービス利用費、⑧原材料費 (以上に加えて、グローバル市場開拓枠では、海外旅費や広告宣伝・販売促進費等も対象)		
基本要件	以下の条件を満たす3～5年の事業計画の策定・実行 ①付加価値額 +3%以上/年 ②給与支給総額 +1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金≥地域別最低賃金 +30円		
申請時期	4月19日(14次締切)(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)	申請方法: 電子申請のみ	
参考情報	問合せ	ものづくり補助金事務局サポートセンター(050-8880-4053) 受付時間 10:00～17:00(土日祝日を除く)	

小規模事業者持続化補助金（R3年度補正予算）

産業部 中小企業課
06-6966-6023

小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等（通常枠）に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）、創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）に関する取組を支援

（注1）いずれか1つの枠のみ申請可能、（注2）共同申請は通常枠のみ申請可能

類型		補助上限額	補助率	概要
通常枠		50万円	2/3	小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
成長・分配強化枠	賃金引上げ枠	200万円	2/3	販路開拓の取組に加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者 賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に上げるとともに加点による優先採択を実施。
	卒業枠			販路開拓の取組に加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
新陳代謝枠	後継者支援枠			販路開拓の取組に加え、アトツギ甲子園（ピッチイベント）においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
	創業枠			産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む小規模事業者
インボイス枠		100万円		免税事業者であった事業者が、インボイス発行事業者として新たに登録し、あわせて販路開拓の取組を行う小規模事業者

対象者	小規模事業者（製造業・宿泊業・娯楽業・その他：常時使用する従業員数20人以下、商業・サービス業：常時使用する従業員数5人以下）
補助対象経費	①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費 ⑤旅費 ⑥開発費 ⑦資料購入費 ⑧雑役務費 ⑨借料 ⑩設備処分費 ⑪委託・外注費
申請受付締切	第11回：2023年2月20日 ※令和4年度第二次補正予算のスケジュールは未定
申請方法	郵送または電子申請（Jグランツ）にて提出（持参は不可）。 申請を行う前に、地域の商工会、商工会議所へ「経営計画書」および「補助事業計画書」を提出し、同所より「事業支援計画書」を取得すること。
申請先 （お問い合わせ先）	商工会議所地区の方：小規模事業者持続化補助金事務局（03-6632-1502） 商工会地区の方：各府県商工会連合会（福井（0776-23-3659）、滋賀（077-511-1470）、京都（075-205-5418）、大阪（06-6947-4340）、兵庫（078-371-1362）、奈良（0742-22-4412）、和歌山（073-432-4661））
申請要件	受付締切日の前10ヶ月以内（※）に、本補助金の過去の受付回で採択を受けて、補助事業を実施した（している）者でないこと （※）過去の受付回の採択日から起算して、10ヶ月を算定する。

令和4年度第2次補正予算の拡充点

- 令和4年度第2次補正予算において 一律に50万円を上乗せするインボイス特例を実施します（補助上限額：最大250万円）

※第11回（2月20日受付）までは、現行の「インボイス枠」を継続

※令和4年度第2次補正予算より、「インボイス枠」は終了

免税事業者からインボイス発行事業に転換する事業者を対象に、全ての枠で一律50万円補助上限額を上乗せします。

	通常枠	特別枠				インボイス枠
		賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
インボイス 転換事業者	100万円		250万円			100万円
上記以外の 事業者	50万円		200万円			-
補助率	2/3		2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者の場合3/4)			

インボイス特例

※赤字記載箇所は、令和4年度2次補正予算による拡充箇所です

※令和元年度・3年度補正予算において「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第2次補正予算における補助上限上乗せ（インボイス特例）の対象外となります

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

● ITツールの導入による業務効率化等を支援

通常枠（A類型／B類型）

：中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業費等の経費を一部補助

デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）

：企業間取引のデジタル化を推進するため、会計ソフト・ECソフト等の導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を補助

デジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）

：複数の中小・小規模事業者が連携してITツールおよびハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や生産性の向上を図る取組に対して補助

セキュリティ対策推進枠

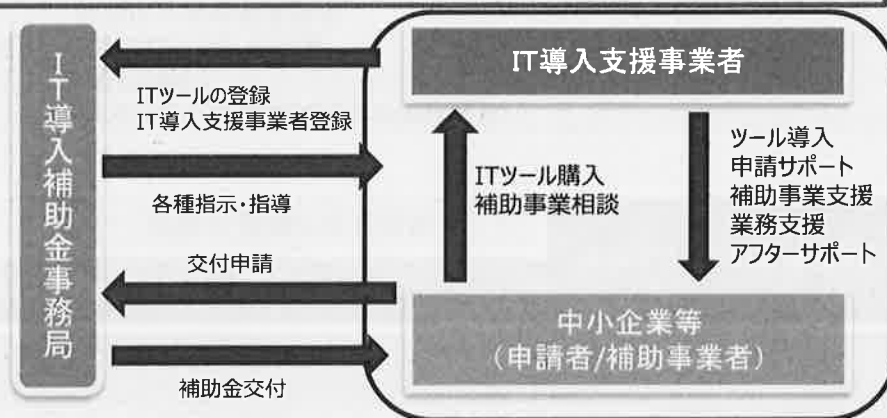
：「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料を補助

<事例①>（通常枠）

- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、勤怠管理ツールを導入。
- ・「長年の勘」からの脱却をはかるため、販売管理システムを導入。

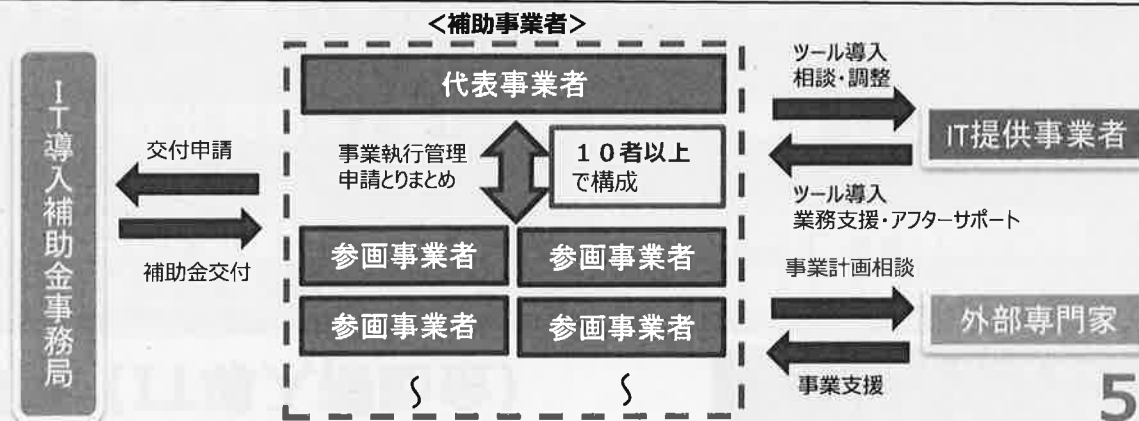
<事例②>（デジタル化基盤導入類型）

- ・インバウンド向け飲食店をメインターゲットとしていたが、コロナ禍で売上が激減。「ECサイト」を構築し、一般消費者向けに機能性食品の販売を開始。



<事例③>（複数社連携IT導入類型）

- ・商業集積地等においてAIカメラで取得した来街者の属性や回遊データを分析する一方、店舗ではPOSデータ分析システムにより各店舗の購買データを分析。その結果を照らし合わせ、商品構成の見直しなどに繋げる。
- ・ビーコンで来街者に情報を発信し、AIカメラで取得した各個店の消費者動向データを分析することで、各個店のターゲット層に近い来街者に対し、効果的な情報発信を行う。



サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

産業部 サービス産業室
06-6966-6053

- インボイス対応に必要なITツール（会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト）導入を促進するため、「デジタル化基盤導入類型」において、補助率引上げ、クラウド利用料（2年分）、PC等のハード購入補助を引き続き実施。
- 加えて、安価なITツール導入も可能とするため、「デジタル化基盤導入枠」の補助下限額を撤廃（従来の補助下限値は5万円）。
- また、「通常枠」においても、より安価なITツールの導入や、導入したITツールの継続活用を促進するために、補助下限額の引下げとクラウド利用料2年分補助を措置。

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型	
対象者	中小企業者等（一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む）				
補助上限	5万～150万円未満 （プロセス数1以上）	150万～450万円 （プロセス数4以上）	会計・受発注・決済・ECソフト：～350万円 （※1機能であれば～50万円） PC・タブレット等：10万円 レジ・券売機等：20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費 （左記同様） (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円～100万円
補助率	1/2		会計・受発注・決済・ECソフト：2/3～3/4 PC・タブレット等、レジ・券売機等：1/2	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2以内
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費（最大2年分）、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費（PC・タブレット、レジ・券売機等）、導入関連費【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料（最大2年分）
公募時期	交付申請は2023年3月28日（火）受付開始予定				
参考情報	サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト： https://www.it-hojo.jp/ ※QRコードからでもポータルサイトにつながります。 【お問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-424				



事業承継・引継ぎ補助金（令和4年度 補正予算）

- 事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します。
- M&A時の専門家活用に係る費用を補助します。
- 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します。

<事業イメージ>

- 事業承継やM&A（事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。）を契機とした経営革新等（事業再構築、設備投資、販路開拓）への挑戦に要する費用を補助します。
- M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用を補助します。
- 再チャレンジを目的として、既存事業を廃業するための費用を補助します。

支援類型		対象経費	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※③を併用する場合
①経営革新事業（事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助）				※公募要領は近日公表予定	
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費等	1/2～2/3	600万円～※800万円 ※一定の賃上げを実施する場合は800万円まで引き上げ	150万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援				
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援				
②専門家活用事業（事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助）					
買い手支援型	株式・経営資源を譲り受ける予定の事業者への支援	M&A支援業者に支払う手数料（限定あり） デューデリジェンスにかかる専門家費用等	1/2～2/3	600万円 ※M&Aが未成約の場合は300万円	150万円
売り手支援型	株式・経営資源を譲り渡す予定の事業者への支援				
③廃業・再チャレンジ事業（再チャレンジに取り組むための廃業に係るの費用の補助）					
—	再チャレンジを目的として、既存事業を廃業する事業者への支援	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費等	2/3	150万円	—

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

- 特定ものづくり基盤技術やIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等を支援し、イノベーションによる我が国製造業、サービス業の国際競争力の強化を図ります。
- 中小企業等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します。

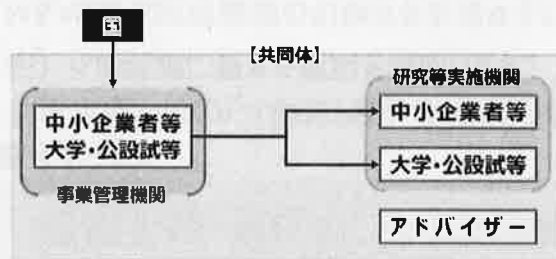
公募期間

令和5年2月22日(水)～
令和5年4月20日(木) 17時まで

申請対象者

- 中小企業者等を中心とした共同体。
- 単独では申請できません。
- 共同体は、研究等実施機関、事業管理機関を含む2者以上で構成する必要があります。

※ 中小企業者等、研究等実施機関、事業管理機関の定義や更に詳細なことは公募要領等をご確認ください。



事業イメージ

申請方法

- e-Rad（府省共通研究開発管理システム）上のみで受け付けます。

対象事業

- 「高度化指針」*を踏まえた研究開発等で、事業化までの道筋が明確に描けているものが対象です。
- 補助事業期間終了後5年以内を目途に事業化を達成する目標を策定できる事業であることが必要です。
- かつ、中小企業者等自身の成長を目標として策定できる事業であることが必要です。

要件①	要件②	要件③
付加価値額 +3%以上/年	給与総支給額 +1.5%以上/年	事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円

- 申請は以下の2つの枠のいずれかを選択できます。

* 中小企業の特定期間のものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

(1) 通常枠

- 中小企業者等が大学・公設試等と連携し、高度化指針を踏まえて行う研究開発等を支援する枠

(2) 出資獲得枠

- 高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、当該研究開発プロジェクトに、ファンド等からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠

補助事業機関・補助上限額等

(1) 補助事業期間

- 2年度 又は 3年度

(2) 補助率

- ① 中小企業者等 補助率：原則 2/3 以内
- ② 大学・公設試等 補助率：原則 定額

※ 詳細は公募要領等をご確認ください。

(3) 補助金額（上限額）

① 通常枠

単年度当たり 4,500万円以下
2年間合計で 7,500万円以下
3年間合計で 9,750万円以下

② 出資獲得枠

単年度当たり 1 億円以下
2年間合計で 2 億円以下
3年間合計で 3 億円以下

ただし、補助上限額はファンド等からの出資予定金額の2倍とします。

※詳しくは、中小企業庁HP（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2023/230222kobo.html>）掲載の公募要領をご確認ください。

その他申請に関すること

審査基準

- 申請対象者及び申請対象事業の内容を満たしている申請に限り、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。「Ⅳ. 出資獲得面からの審査項目」は出資獲得枠でのみ審査を行います。

出資獲得枠のみ

Ⅰ. 技術面

- ① 技術の新規性、独創性及び革新性
- ② 研究開発目標値の妥当性
- ③ 目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
- ④ 研究開発の波及効果

Ⅱ. 事業化面

- ① 目標を達成するための経営的基礎力
- ② 事業化計画の妥当性
- ③ 事業化による経済効果
- ④ 高付加価値企業への成長・変革

Ⅲ. 政策面

- ① 経済産業政策との整合性
- ② 中小企業政策との整合性

Ⅳ. 出資獲得面

- ① 公的支援の必要性
- ② ファンド等出資者のハンズオン支援体制
- ③ 出資金が企業価値の向上に与える効果の程度

- 中小企業庁に設置する外部有識者等による採択審査委員会において審査します。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。
- 出資獲得枠の審査では、必要に応じて対面審査（状況によってはリモート会議）を実施します。対面審査は、共同体からのプレゼンテーション及び質疑応答を予定しており、事業管理機関、主たる研究等実施機関及びファンド等出資者の出席を原則とし、詳細な日程は公募締切後に別途連絡します。
- 審査には、過去に採択を受けた旧サポイン事業・旧サビサポ事業の事業化状況報告書や国が行うフォローアップ調査等への回答状況、その内容（進捗状況等）も加味します。

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

※令和4年度は公募終了

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
06-6966-6051

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援。

<事業イメージ>

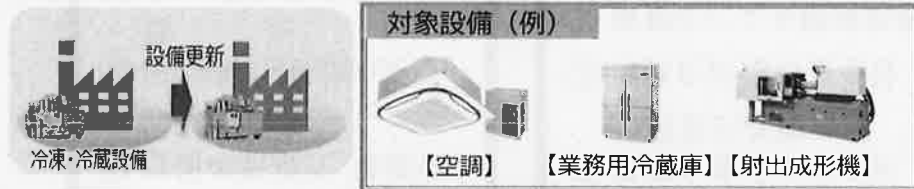
(A) 先進事業

「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援する。



(C) 指定設備導入事業

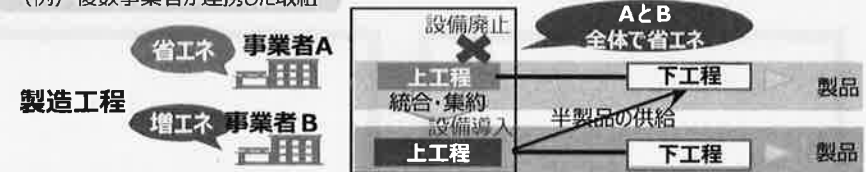
従来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



(B) オーダーメイド型事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。

(例) 複数事業者が連携した取組



(D) エネマネ事業

エネマネ事業者(※)の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

事業区分	(C)指定設備導入事業
事業要件	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業
省エネルギー効果の要件	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備へ更新すること
補助対象経費	設備費
補助率	設備種別・性能(能力毎)に設定する定額の補助
補助金限度額	【上限額】1億円/年度 【下限額】20万円/事業全体 ※複数年度事業は認められない
参考情報	補助対象設備は事務局HP (https://sii.or.jp/cutback04/search/)にて公開 お問い合わせ 一般社団法人環境共創イニシアチブ事業第1部(0570-055-122)

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金

総務企画部 中小企業政策調査課
06-6966-6057

- ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数者で連携し、複数地域（5地域以上）で地域の課題解決・付加価値向上に資するビジネスモデルを展開する事業を支援。
- R5年度は10地域以上に加え、15地域以上への広域展開メニューが追加。

<事業イメージ>

ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援。
更なる広域展開を行う場合は、支援を拡充。



類型	① 通常型 (5地域以上への展開)	② 広域型 (10地域以上への展開)	③ さらなる広域型 (15地域以上への展開かつBtoGビジネス型)
対象者	①、② 中小企業等(中小企業、一社、一財、NPO法人等)		③ 中小企業等(中小企業、一社、一財、NPO法人等)、 中小企業以外の地域未来牽引企業・未来法の承認事業者
補助対象要件等	①～③のそれぞれの規模で、課題解決を実証する事業 ●地域・社会課題の解決と収益性の両立を目指す取組み ●実証するビジネスモデルが持続可能であるもの		
補助上限額	① 3,000万円	②、③ 4,000万円	
補助率	①、② 補助対象経費の2/3以内		③ 補助対象経費の1/2以内
補助対象経費	人件費、旅費、機械装置費、借料及び賃料(リース費)、システム開発費 外注加工費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費 ※委託費(②、③の広域展開型のみ補助対象)		
公募期間	2023年4月中旬～5月中旬(予定)		
参考情報	地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金事務局 (2023年3月決定)		

- 1. 融資制度
- 2. 信用保証制度
- 3. 保証制度
- 4. 保証制度
- 5. 保証制度
- 6. 保証制度

2. 融資制度/信用保証制度

融資制度とは、事業者が事業資金を調達するための制度です。信用保証制度とは、事業者の信用を担保として融資を受けるための制度です。



融資制度は、事業者が事業資金を調達するための制度です。信用保証制度は、事業者の信用を担保として融資を受けるための制度です。保証制度は、保証人が保証する制度です。

スーパー低利・無担保融資（政府系金融機関）

産業部 中小企業課
06-6966-6023

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している中小企業に対して「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「危機対応融資」等を提供

<日本公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・商工中金の「危機対応融資」>

	国民生活事業	中小企業事業／商工中金
融資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・最近1か月間の売上高または過去6か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、別途定めるところによる 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも当てはまる方 ・最近1か月間の売上高または過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること ・中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
資金用途	運転資金、設備資金	
担保	無担保 ※（「 <u>新型コロナウイルス対策マル経融資</u> 」の場合は無担保・無保証人で融資可能）	
貸付期間	運転資金15年以内、設備資金20年以内（うち元本据置き期間 5年以内）	
融資限度額（別枠）	8,000万円	6億円
金利	当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利	
利下げ限度額	6,000万円（拡充前4,000万円）	3億円（拡充前2億円）
既往債務の借換え	日本公庫の既往債務、商工中金の危機対応融資の既往債務の借換えも可能	
遡及適用	令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合、要件に合致する場合は遡及適用可能	

※生活衛生関係の事業者（飲食業、旅館業等）に対しては、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施。融資内容は上記の国民生活事業と同内容。

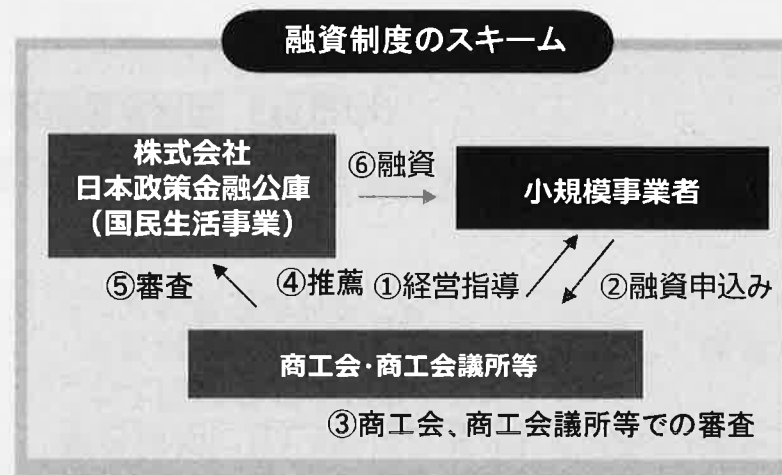
小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資等）

産業部 中小企業課
06-6966-6023

- 商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度
- 資金繰りの安定化、経営体質の改善、信用力の向上を目指す

<事業イメージ>

- 商工会・商工会議所等の指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人・低利で経営改善のための資金を日本政策金融公庫が融資を行う。
- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が融資を行う。



	小規模事業者経営改善資金(マル経)	小規模事業者経営発達支援資金
貸付限度額	2,000万円	7,200万円（ただし、運転資金は4,800万円）
貸付金利	1.18%	1.63～2.75%（無担保）、0.70～2.40%（有担保）
貸付期間	設備資金10年以内、運転資金7年以内	設備資金20年以内、運転資金8年以内
担保等	無担保・無保証人	
経営指導	原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること	
参考情報	※新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている方は別途定める要件がございます。	

（貸付金利は令和5年2月2日現在）

伴走型支援特別保証（民間金融機関）

産業部 中小企業課
06-6966-6023

- 新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する信用保証制度（コロナ借換え保証）を開始。

<伴走支援型特別保証制度の制度概要>

資格要件	① セーフティネット4号認定 ② セーフティネット5号認定 ③ 売上高または利益率（売上総利益率または売上高営業利益率）が5%以上減少
限度額・保証割合	・ 保証限度額：1億円 ・ 保証割合：①100%、②③80%（※） ※100%保証の既往借入金を残高の範囲内の額で②③により借り換える場合は100%保証
保証期間	・ 保証期間：10年以内 ・ 据置き期間：5年以内
貸付金利・保証料	・ 貸付金利：金融機関所定利率とする ・ 信用保証料（事業者負担）：①②0.2%、③0.2%～1.15%
資金用途	運転資金、設備資金、既往債務の借換え
担保・保証人	・ 担保：必要に応じて徴求 ・ 保証人：原則として法人代表者以外徴求しない（経営者保証免除対応）
金融機関による伴走支援	・ 経営行動計画書の作成（中小企業者と金融機関による対話による作成） ・ 自社の現状認識、財務分析（売上高増加率等）、具体的なアクションプラン ・ 具体的な資金使途、計画終了時点の将来目標、収支計画、返済計画 ・ 中小企業者の経営状況の確認、計画を進めるための経営支援（継続的な伴走支援）

ゼロゼロ融資返済を見据えた健康診断（ローカルベンチマークAct）

産業部 中小企業課
06-6966-6023

- 中小企業の「収益力改善」「事業再生」「再チャレンジ」を一元的に支援する活性化協議会等への早期の相談を事業者へ促すべく、経済産業省が作成するローカルベンチマークに活性化協議会相談ラインを機能付加し、「ロカベンAct」として展開する。
- 中小企業による「どこに相談したら良いか分からない」「相談に際して自社の経営資源を整理出来ていない」との声について、「ロカベンAct」を活用し活性化協議会への早期相談や支援機関との対話の入口につなげる。

付加機能（協議会相談ライン）

収益力改善支援実施要領（2022年4月1日）を基に、収益性、健全性、効率性の観点から基準設定

ロカベンAct(イメージ)

項目	判定基準
①営業利益率のマイナス	下記のいずれかに該当 ・ 評点2 + 2期連続悪化 + 直近期マイナス ・ 評点1
②EBITDA有利子負債倍率 (借入金 - 現金・預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)	直近2期連続で次のいずれかに該当 (1) 倍率が15倍超 (2) 倍率がマイナス
③営業運転資本回転期間 (売上債権 + 棚卸資産 - 買入債務) / (売上高 / 12)	下記のいずれかに該当 ・ 評点2 + 2期連続悪化 ・ 評点1

ロカベンAct(ポイント)

- ✓ 事業者自らが簡単にチェック可能
- ✓ ロカベン2022年版（11/1公表）の最新データ利用によりコロナ影響も加味した判定
- ✓ 協議会収益力改善実施要領（2022.4）に沿った判定基準による早期相談促進

INPUT

■基本入力情報		■経営指標(過去2期)	
項目	値	前年度	前々年度
業種	製造業	2021年7月	2020年7月
代表者名	〇〇	1,000	1,000
従業員数	100	1,000	1,000
売上高	10,000	10,000	10,000
営業利益	1,000	1,000	1,000
借入金	10,000	10,000	10,000
現金・預金	1,000	1,000	1,000
売上債権	1,000	1,000	1,000
棚卸資産	1,000	1,000	1,000
買入債務	1,000	1,000	1,000

入力された3期分の財務情報から、当局が作成した判定基準をもとに、必要に応じ支援機関等へ誘導する。



ロカベン ACT



企業の健康診断ツール
ローカルベンチマーク Act

財務分析結果

総合評価点 13 C

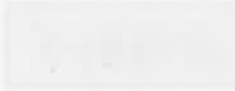
財務指標(過去2期)

項目	前年度	前々年度	前年度	前々年度
営業利益率	7.0%	4.0%	7.0%	4.0%
EBITDA有利子負債倍率	2.0	2.0	2.0	2.0
営業運転資本回転期間	13.0(日)	13.0(日)	13.0(日)	13.0(日)
総合評価点	13	13	13	13

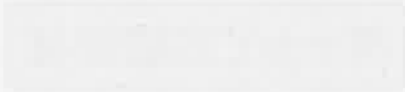
総合評価点 14 C

OUTPUT

1. 計画認定支援の概要
2. 計画認定支援の対象となる事業
3. 計画認定支援の申請方法
4. 計画認定支援の審査
5. 計画認定支援の交付
6. 計画認定支援の報告



3. 計画認定支援



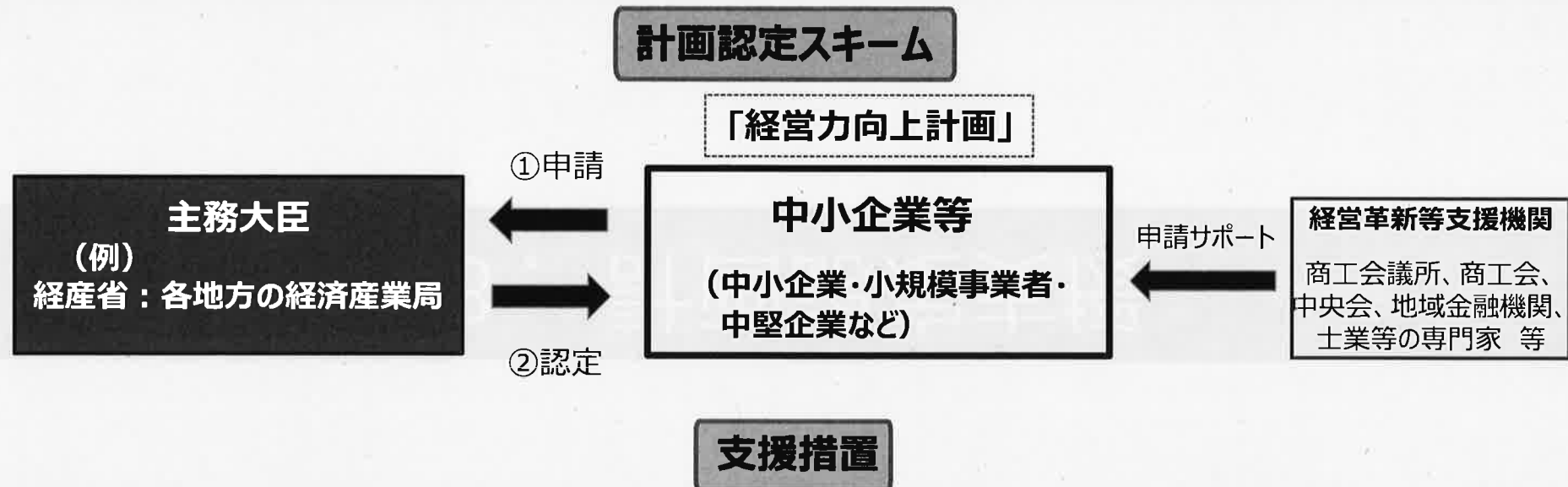
計画認定支援とは、事業者が事業計画を策定し、その実施に必要な資金を確保するために、国や自治体から支援を受ける制度です。計画認定支援は、事業者の事業計画が一定の条件を満たしている場合に、国や自治体から資金を支援する制度です。計画認定支援は、事業者の事業計画が一定の条件を満たしている場合に、国や自治体から資金を支援する制度です。

計画認定支援の概要



「経営力向上計画」認定制度

- 「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資による生産性向上など、自社の経営力を向上するために実施する計画であり、認定された事業者は、**税制措置**や政府系金融機関による**金融支援**等を受けることができます。
- 計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

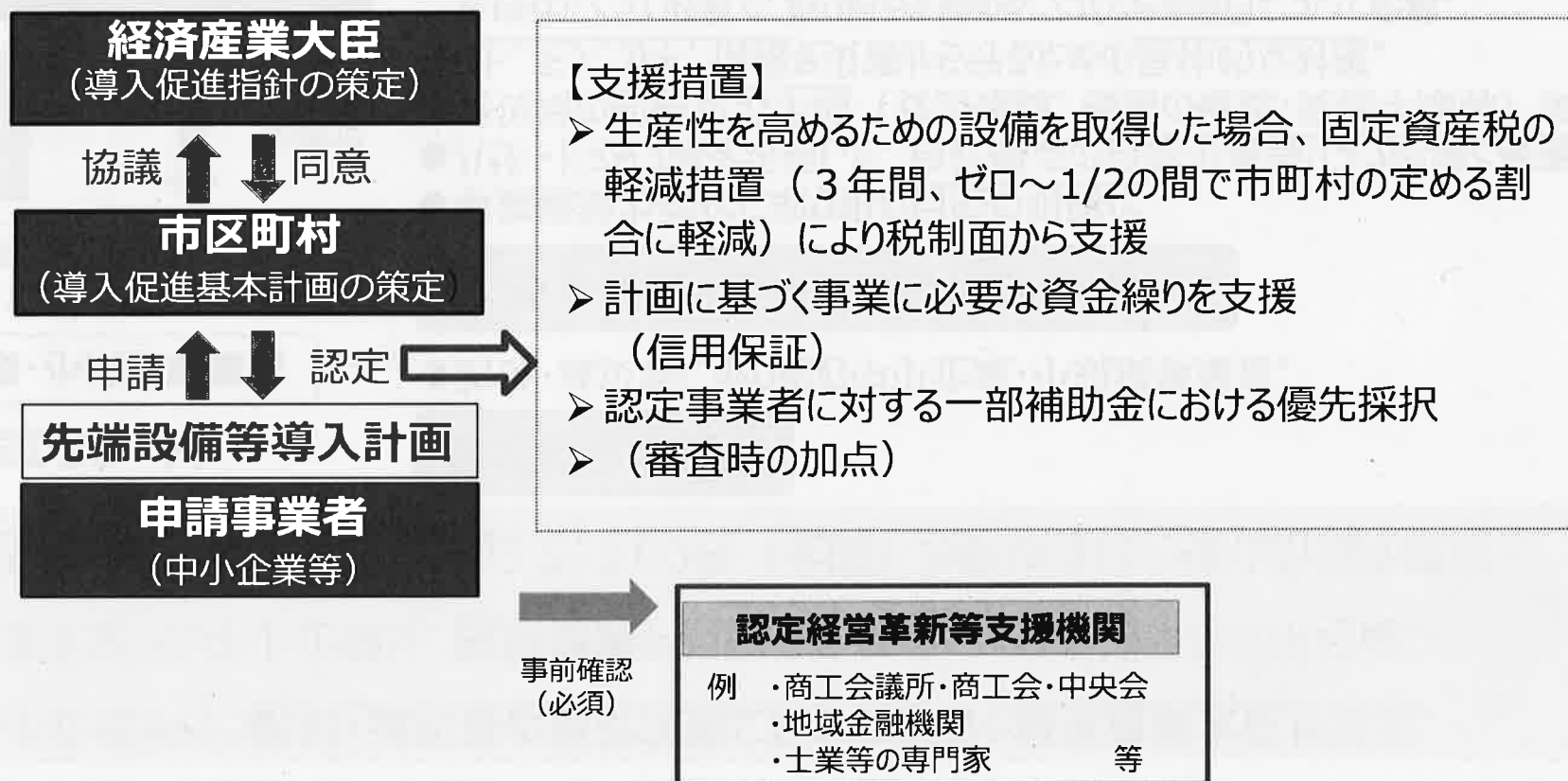


支援措置

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 補助金における優先採択
- 株式等取得によって事業承継を行った場合、取得価額の一定割合を準備金として損金算入
- 他者から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減

「先端設備等導入計画」認定制度

- 「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。
認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

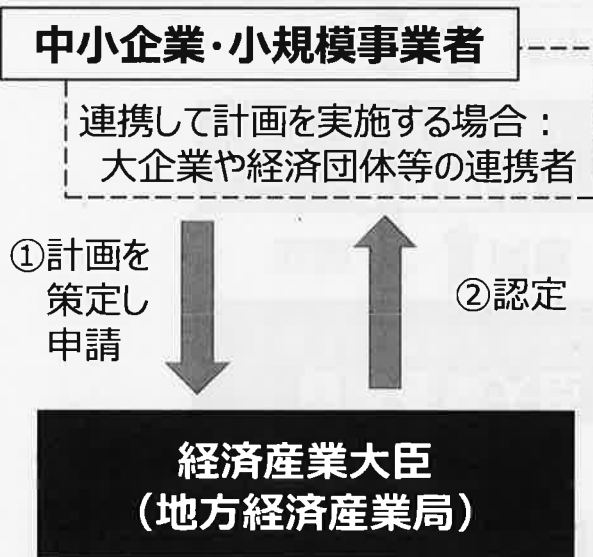


※2021年6月、根拠法が生産性向上特別措置法から中小企業等経営強化法へ移管

「事業継続力強化計画」認定制度

- 中小企業が行う防災・減災等の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。
- 令和3年5月末日現在で約27,700件（全国）の事業継続力強化計画を認定

【計画認定のスキーム】



認定対象事業者

- 防災・減災等に取り組む中小企業・小規模事業者。

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害等リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金（ものづくり補助金等）の優先採択
- 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表
- 認定企業にご活用いただけるロゴマーク
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)

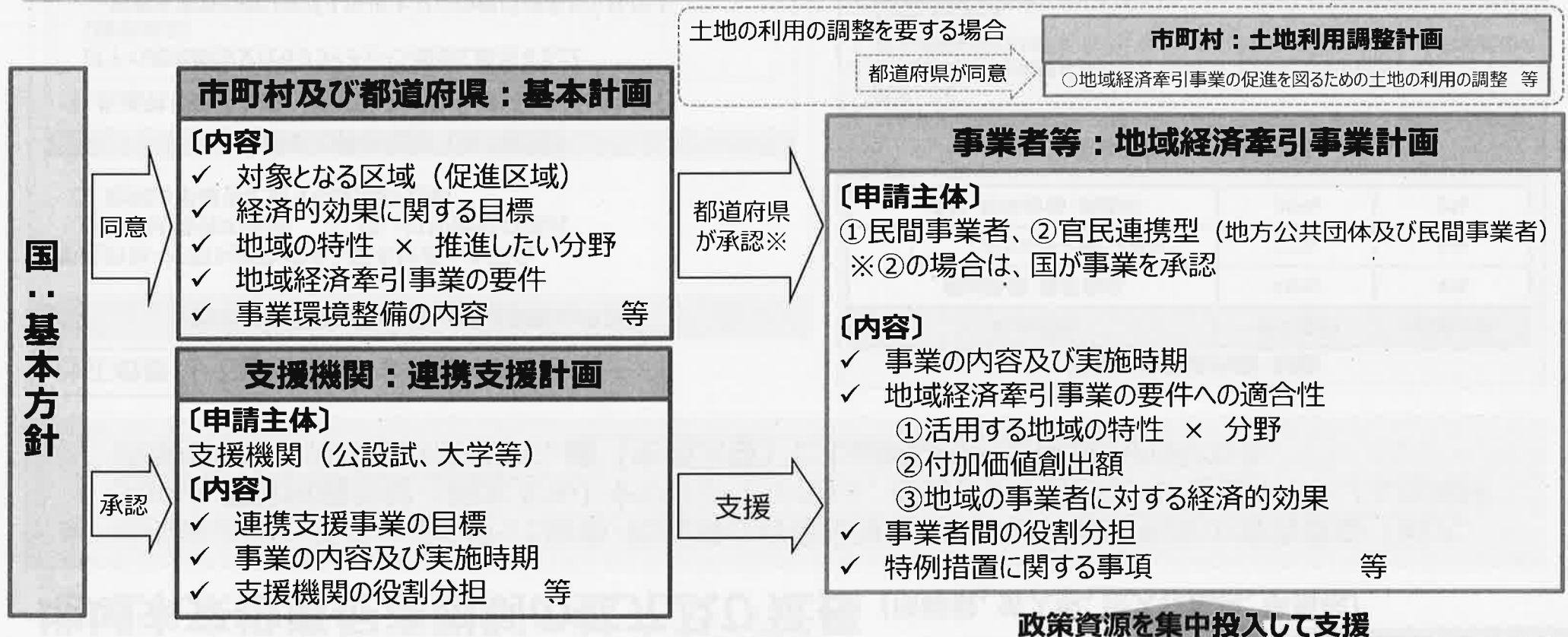


地域未来投資促進法の概要 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

- 地域未来投資促進法は、**地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。**
- 基本方針に基づき、**市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。**同意された基本計画に基づき**事業者が策定する地域経済牽引事業計画を、都道府県知事が承認**(※)。

(※) ①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業であることが要件となる。

- 地域経済牽引事業の支援を行う「**地域経済牽引支援機関**」による**連携支援計画**を国が承認。



地域未来投資促進税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 地域経済牽引事業計画に従って**建物・機械等の設備投資**を行う場合に、**法人税等の特別償却 (最大50%)**又は**税額控除 (最大5%)**を受けることができる。措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、**国 (主務大臣) による課税特例の確認**が必要となる。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

地域経済牽引事業計画 (都道府県の承認)

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置 (国の確認)

- ① 先進性を有すること (特定非常災害で被災した区域を除く)

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】

- ・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】

- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上 (※)
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ 連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表における減価償却費を用いる。

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

〈上乗せ支援の要件〉

現行の上乗せ要件⑥ (ア) に新たな上乗せ要件⑥ (イ) を追加し、支援対象を拡充

要件⑥ ((ア) または (イ)) と要件⑦を満たすこと

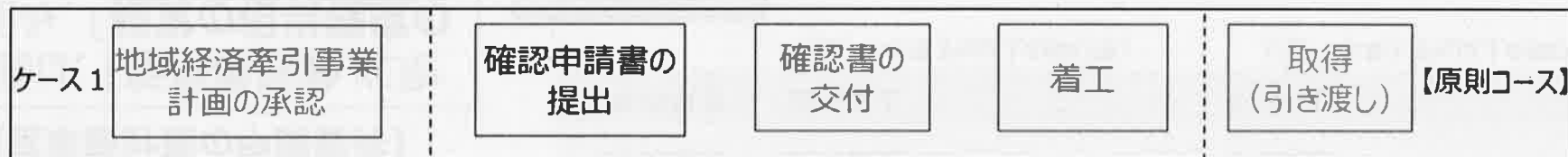
- ⑥ (ア) 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- (イ) 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上

- ⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外。

対象となり得る設備投資のタイミング（一例）

- ・「着工」は、地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要
- ・「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要



留意点

- ・本税制措置は上記の要件以外に租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。
- ・詳細については国税庁ホームページを御確認ください。

主務大臣の確認申請スケジュール等の制度詳細について

- ・詳しくは、経済産業省 地域未来投資促進法 HPをご覧ください。
- https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

地域特性を生かして地域経済を牽引

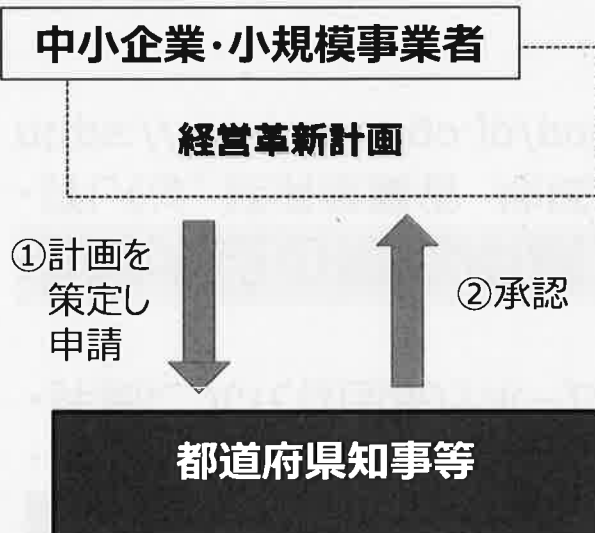
地域未来投資促進法

- ▶ 事業者向けページへ
- ▶ 自治体向けページへ
- ▶ 法令・ガイドライン
- ▶ 同意基本計画一覧
- ▶ 承認連携支援計画一覧
- ▶ 承認地域経済牽引事業計画

「経営革新計画」概要

- 新たな事業活動を行う中小企業者等が事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、都道府県知事等の承認を受けると日本政策金融公庫の特別貸付制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

【計画認定のスキーム】



(経営革新計画の申請要件)

計画は、「**新事業活動**」に取り組み、「**経営の相当程度の向上**」を達成する内容である必要があります。

新事業活動とは？

- 新商品の開発や生産 ○新役務（サービス）の開発や提供
- 商品の新たな生産方式や販売方式の導入 ○役務（サービス）の新たな提供方式の導入
- 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

経営の相当程度の向上とは？

- 次の2つの指標が、事業期間の3～5年で、相当程度向上することをいいます。
 - ①「付加価値額※1」又は「一人当たりの付加価値額※2」の伸び率
 - ②「給与支給総額※3」の伸び率

※1) 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 ※2) 付加価値額 ÷ 従業員数
 ※3) 給与支給総額 = 役員報酬 + 給料 + 賃金 + 賞与 + 各種手当

事業期間	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年の場合	9%以上	4.5%以上
4年の場合	12%以上	6%以上
5年の場合	15%以上	7.5%以上

(注) 「年率3%以上の伸び率」

(注) 「年率1.5%以上の伸び率」

支援内容

- 信用保証の特例 ○ 政府系金融機関の特別利率による融資制度
- 中小企業投資育成株式会社からの投資 ○ 販路開拓コーディネート事業 等

4. その他

健康経営と顕彰制度

- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、**健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。**
- 各顕彰制度（健康経営銘柄、健康経営優良法人）を通じて、**健康経営に取り組む法人を見える化。**従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を戦略的に取り組んでいる企業」として社会的に評価を受けることができる環境を整備。

参考：健康経営優良法人中小規模法人部門の認定スキーム

協会けんぽ支部や健康保険組合連合会、国保組合等が実施している「健康宣言」事業に参加



自社の取組状況を確認し、中小規模法人部門の認定基準に該当する具体的な取組を申請書に記載



日本健康会議認定事務局へ申請



認定審査



日本健康会議において認定

顕彰制度の種類

- **健康経営銘柄**（東京証券取引所の上場会社を対象）
- **健康経営優良法人**（大規模企業部門、中小規模企業部門）
※大規模企業部門上位法人には「ホワイト500」、
中小規模法人部門上位法人には「ブライト500」の冠をそれぞれ付加する。

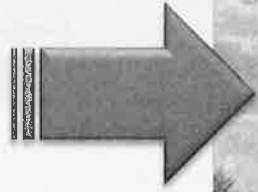


※健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

ミラサポplus (https://mirasapo-plus.go.jp/)

産業部 中小企業課
06-6966-6023

- 中小企業庁で運営する「ミラサポ」は、2020年4月から、中小企業向けの情報発信から電子申請までをワンストップで誘導するポータルサイト「ミラサポplus」としてリニューアルオープン。



<従来提供サービス>

- ①更新情報周知、更新メール配信
- ②専門家派遣依頼の申請
- ③経営お役立ちコンテンツ



<新規提供サービス>

- ④電子申請サイトへのリンク (ワンストップ)
- ⑤電子申請サポート機能
- ⑥支援制度検索サービス「制度ナビ」
- ⑦事例検索サービス「事例ナビ」
- ⑧サイト利用者へのおすすめ情報
- ⑨経営状況見える化 (ローカルベンチマーク)

ミラサポplusとは

中小企業・小規模事業者向けの補助金申請や事業支援のサポートを目的とした、国のWebサイトです。

中小企業事業者・小規模事業者の皆様へ、中小企業支援情報を知ってもらう「使ってもらおう」ことを目指し、制度をわかりやすく検索できる検索や、各制度の説明や申請方法



延慶長年の本橋博史

近畿管内の支援拠点

産業部 中小企業課
06-6966-6023

	よろず支援拠点	事業承継・引継ぎ支援センター	中小企業活性化協議会
福井県	(公財) ふくい産業支援センター <0776-67-7402>	福井商工会議所 <0776-33-8279>	福井商工会議所 <0776-33-8293>
滋賀県	(公財) 滋賀県産業支援プラザ (コラボしが21) <077-511-1425>	大津商工会議所 (コラボしが21) <077-511-1505>	大津商工会議所 (コラボしが21) <077-511-1529>
京都府	(公財) 京都産業21 (京都府産業支援センター・KRP) <075-315-8660>	京都商工会議所 (京都経済センター) <075-353-7120>	京都商工会議所 (京都経済センター) <075-353-7330>
大阪府	(公財) 大阪産業局 (大阪産業創造館) <06-4708-7045>	大阪商工会議所 <06-6944-6257>	大阪商工会議所 <06-6944-5343>
兵庫県	(公財) ひょうご産業活性化センター (神戸市産業振興センター) <078-977-9085>	神戸商工会議所 <078-303-2299>	神戸商工会議所 <078-303-5852>
奈良県	(公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県産業振興総合センター) <0742-81-3840>	奈良商工会議所 <0742-93-8815>	奈良商工会議所 <0742-26-6251>
和歌山県	(公財) わかやま産業振興財団 <073-433-3100>	和歌山商工会議所 <073-499-5221>	和歌山商工会議所 <073-402-7788>
近畿経済産業局	中小企業課 <06-6966-6023>		

新規輸出1万者支援プログラム

新規輸出1万者支援プログラム始動

事業者のみなさま

円安をチャンスに輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、ブランディング・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に
カウンセリングいたします。

Q ジェトロ



【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

☎ 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口(24時間受付)もポータルサイトからご活用いただけます



初めての輸出で
あれこれ気になる…！
詳しくは裏面で

輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで何でもお任せください！



輸出を始めるとはどうする？

これから海外を考え始める方から、すでに進出されている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けします。
専門家が見込をカウンセリングさせていただき、あなただけの海外展開の案理にむけた、最適な方法をナビゲートします。



海外消費者向けにECを駆って商品を販売してみたい！

海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



輸出先の国の選び方や、当地の市場はどうなってるんだろう？

海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象として、実現に向けた課題を明確にします。

具体的には、専門家によるカウンセリングを通じて、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



日本にいなから、海外展開先を現実化したい！

国内において、国内輸出会社との個別商談会に参加いただけます。

商品の海外販売、貿易実務などは輸出会社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している商社から、販路開拓先・販促方法等のアドバイスも期待できます。



現地向けに商品を改良・開発したい！
現地のニーズを把握したい！

ものづくり補助金(グローバル市場開拓(海外市場開拓(JAPANブランド)類型))で、輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2(小規模・再生事業者の場合は2/3)にて一貫して支援します。



輸出入に関する手続の流れや法制について知りたい！

海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお答えします。



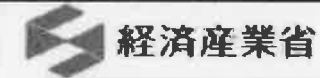
詳しくは、1万者支援ポータルサイトをチェック！

Q ジェトロ



外国から投資を受ける前にご留意いただきたい点

外国から投資を受ける前にご相談下さい



以下の事業を行っていただければ外為法に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、投資の変更・中止が求められる場合があります。ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容

製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使われる可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品 等

その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス 等

<外為法で問題となる投資事例>

■ **技術の国外流出に繋がりがねない場合**

- ✓ 悪意のある投資家が、日本企業を買収することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れがある。



■ **サプライチェーン途絶に繋がりがねない場合**

- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収し、意図的に生産を止めることになれば、関連産業全体のサプライチェーンが停止する恐れがある。



□ 問合せ・相談先

経済産業省 貿易経済協力局
国際投資管理室

- 03-3501-1511 (代)
- 03-3501-1774 (直)
- bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp

※ 外為法制度一般に関するお問い合わせは、財務省又は日本銀行までお願いいたします。

投資の変更・中止が求められる可能性あり